

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和7年6月19日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時37分

出席者	委 員	委員長	大 浦 兼 政		
		市 村 隆	大 谷 好 一	坂 東 一 敏	
		福 田 裕 司	中 島 克 訓	関 口 孫一郎	
	議 長	梅 澤 米 満			
	傍 聴 者	小太刀 孝 之	雨 宮 茂 樹	森 戸 雅 孝	
		浅 野 貴 之	小 平 啓 佑	針 谷 育 造	
		古 沢 ちい子	内 海 まさかず	小久保 かおる	
		青 木 一 男	松 本 喜 一	針 谷 正 夫	
		福 富 善 明	大阿久 岩 人	白 石 幹 男	

事務局職員	事務局長	森 下 義 浩	議事課長	野 中 繭実子
	係 長	小 林 康 訓	主 査	田 島 沙由理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	橋 本 真 一
都 市 建 設 部 技 監	増 山 輝 之
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室	後 藤 春 美

令和 7 年第 3 回栃木市議会定例会
建設常任委員会議事日程

令和 7 年 6 月 1 9 日 午前 1 0 時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第 8 3 号 工事請負契約の変更について（東郷堀川調節池整備工事）

日程第 2 議案第 7 8 号 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（大浦兼政君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大浦兼政君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第83号 工事請負契約の変更について（東郷堀川調節池整備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 改めまして、おはようございます。治水対策室、後藤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第83号 工事請負契約の変更につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は49ページ、議案説明書は57ページから60ページであります。

初めに、議案説明書で説明させていただきますので、恐れ入りますが57ページをお開きください。提案理由でございますが、令和6年第3回栃木市議会定例会において、議案第80号といたしまして議決を経た東郷堀川調節池整備工事請負契約（牧田・富田特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要でございますが、契約金額2億7,940万円を2億9,158万8,000円に変更するものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案書の49ページをお開きください。議案第83号 工事請負契約の変更につきまして、令和6年第3回栃木市議会定例会において、議案第80号として議決を経た東郷堀川調節池整備工事

請負契約を次のとおり変更することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、工事に伴う搬出土砂の一部で品質の不良が見られたことから、受入れ先の搬出が困難でありまして、その土砂の受入れ先の変更をするものでございます。

また、工事に伴い、利用しておりました道路の舗装に損傷が生じまして、この舗装復旧の増嵩を要しましたことから、請負金額を増嵩するものでございます。

以上で議案第83号 工事請負契約の変更につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。説明ありがとうございます。

ただいまの説明で、変更後の契約金額ということで、1,218万8,000円の増ということで具体的には上がっておりまして、変更の内容についても今説明がありました。そして、工事概要、ここに何点か書いてあるのですけれども、ちょっとこれだと大ざっぱで、どこにどういう、その1,200万円の根拠のところが見えにくいので、具体的に例えば材料費が上がっているだとか、さっきの説明で道路舗装なんかかもしれないということなののですけれども、そういう具体的に項目別で何かご説明できればありがたいのですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） ただいまの質問にお答えします。

まず、土砂の搬出につきましてですが、全体で約2万立米ございまして、そのうち不良土として、変更、場所を変えましたのは630立米でございます。こちらは、当初平川土地区画整理事業地、今現在、市で行っているところに搬入予定であったのですが、これを北柏倉特定事業区域に変更しました。金額につきましては、運搬費に処分費を加えまして、諸経費込みで約380万円となっているところでございます。

そのほかにつきましては、舗装工、先ほど申し上げました舗装工と、その他工事に入りますと細かい変更等が生じてきますので、その他もろもろということになってくるものでございます。大まかなものとしては、その残土搬出と舗装工、残りの約500万円が舗装工となります。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 何となく理解することができました。ということで、この1,218万8,000円という経費の金額については、妥当性があるというご判断をされたのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 当然のことながら、当課、市としましては適正であると考えてございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまでございます。増額した訳は分かりました。その中で、不良土が見つかって、本当であれば今工事をやっています平川産業団地のほうの埋立てというか、あれに使うということ、それができなかったと。どういうふうな不良土だったのか説明願います。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 主に平川土地区画整理事業地につきましては、現在埋立て土として搬入しているところなのですが、どうも今行っております東郷堀川につきましては、もともと畑でして、ちょっと粘性度が高いというか、簡単に言うと、ちょっと緩い土壌で、締め固めには適さないということなものですから、北柏倉のほうに持っていったということでございます。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 分かりました。要するに平川産業団地のあれには適さないということで。心配していたのは、そこに何か重金属とか、そういうのが入っていると、そういうのではなくて、ただ粘り気とか、そういうふうなのがちょっと平川のほうでは適さないということで柏倉のほうに持っていったということで理解してよろしいわけですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） お聞きします。

今の運搬費で380万円ということですか。不良土が630立米ということだと、立米当たりが6,000円ぐらいな計算になるのかなと思うのですけれども、場所の変更で、ちょっと細かいことで恐縮ですけれども、距離はどのぐらい違うのですか。立米単価の中には、もちろん運搬費だけではないのだと思うのですけれども、積み込むのは同じですよ。要するに距離の差がここに出ているのではないかというふうに推測するのですけれども、そこをちょっともし分かれば教えてください。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 平川土地区画整理事業地につきましては、公共間事業ということで、搬入土の受入れ費用というのはかかってこないのですけれども、これを柏倉特定事業区域に、民間の事業所なものですから、こちらには運搬費用と、あと処分費用、これは県単価で決められたものなのですが、これを採用して入れているものですから、その金額380万円というのがかかってくるというものでございます。あと距離ということでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 分かりました。ありがとうございます。

掘ってみたら粘性度の強い不良土が出てきたと。これは事前の設計段階で地質調査とかというのはやられていないのですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 調節池として予定していたところが、もともと田んぼでして、もう当初から平川に入れるときには、当然のことながら、土質調査とかを試験をしながら入れているところだったのですが、おおむね先ほど言いました2万立米をやっていく間は全然問題なくて、そのうちの2万立米の中の630立米、一部なのですけども、その部分については、やっぱり現場でそういったものが出てきたというところでありまして、事前に搬出するための、例えばボーリング調査とか、そういったものを改めて搬出のための調査というのは、費用もかさむことからしていないというものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 概要で設置面積1万2,600平米という、かなりの広範囲になるので、通常ですとボーリング調査は数か所行うのではないかと思いますのですけれども、実際には何か所ぐらい行ったのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） ボーリング調査は2か所を事前に行っております。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ちょっと感覚的に少ないかなという気はするのですけれども、過去のデータにおいて地層が均一であれば数を減らすことはできますけれども、今後掘ってみて出てくるといふ、不良土ということを考えれば、この380万円よりは、1か所当たりの、何メートル掘るかにもよりますけれども、地質調査のほうが安いと思うので、その辺はちょっと検討していただいてもいいのかなというふうに思ったりもします。一応要望です。

続けてよろしいですか。

○委員長（大浦兼政君） はい、お願いします。

○副委員長（市村 隆君） それから、全体で1,218万円のうちの380万円が今の不良土の搬出先の変更だと思うのですけれども、残りは、この概要で見ると、舗装工が32平米増えているのですけれども、これだけではないですよ、残りの金額に当てはまる変更内容というのは。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 舗装につきましては、先ほど委員がおっしゃられました32平米になるのですが、そのほかに先ほど申し上げました舗装復旧工といたしまして、これが壊れたところを新たにすることによって1,530平米を新たに施工するものでございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 分かりました。この舗装復旧面積、これ60ページですか、1,530平米って、これ見ると道路だと思うのですけれども、これは当初は見ていなかったということですか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 当初では計上してございません。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 工事箇所からは離れているように見えるのですけれども、ここの復旧の必要性というのは何から生じたのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 搬出に際しましては、10トンダンプを使っておりまして、県道に出るまでは通過するのにこの道路しかなかったというところございまして、舗装復旧工が改めて出てきたというものでございます。舗装復旧工は、工事着手後の10トンダンプによる残土搬出をして、繰り返しているうちに、鉄板養生を当初していたわけなのですけれども、鉄板養生したにもかかわらず、既設道路の舗装の損傷が生じた。舗装復旧が必要となったことから、工事完成時に舗装の本復旧を行うというための費用でございます。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 分かりました。現状そういうふうな事象が起きてしまったということであれば、それは仕方ないことだと思うのですけれども、ある程度その辺は事前に予測もつくのではないかなというふうに思うのですけれども、なるかどうか分からないものに予算を計上するというわけにもいかないのかもしれないけれども、たとえ1,200万円でも変更というのは、増額変更というのはあまり聞こえがよくないというか、きちっとした理由が示されれば、それはそれでよろしいのですけれども、ここの舗装復旧面積に関しては、掘ってみて出てきたものに関しては、これはしょうがないと思うのですけれども、ある程度予想もついたのではないかなというふうに思いながら、今お話ししているのですけれども、その辺の設計時における検討というのももうちょっと付け加えていただいてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 意見として聞きおく程度ということで。

○副委員長（市村 隆君） はい。

○委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第83号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第78号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） 次に、日程第2、議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 引き続きよろしくお願いいたします。治水対策室の後藤でございます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）のうち、所管関係部分についてご説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、補正予算書の30、31ページを御覧ください。8款1項1目土木総務費は、補正額100万円の増額であります。説明欄の急傾斜地崩壊対策事業負担金100万円につきましては、出流町地内において県が実施する急傾斜地崩壊対策事業工事に対する地元自治体の負担でありまして、本年度事業着手に合わせまして負担金を新規に計上するものであります。歳出につきましては以上でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。ページ戻りまして7ページをお開きください。8款3項河川費、雨水浸水対策事業21億3,501万円につきましては、調節池の工事に伴う既存河川の改修は、渇水期でなければ施工ができないことから、発注時期の調整及び標準工期の確保が必要でございまして、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳出と繰越明許費を一括して審査いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳出と繰越明許費を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） 31ページ、急傾斜地崩壊対策事業、まずどんな事業なのか、ご説明をお願いします。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地におきまして、豪雨や地震などの自然現象によりまして斜面が崩壊するリスクを低減し、住民やインフラの安全を確保するための公共事業でございます。この事業では、リスクの高い地域を前提に特定しまして、その区域内での斜面の補強、排水対策、擁壁工事など土木工事を実施することによりまして、実際の被害発生前に災害の防止や被害の軽減を目的とした事業でございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 引き続き、事業の採択要件についてご説明ください。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件であります、地域の安全確保のために事業を実施するかどうかを判断する重要な基準でございます。まず、急傾斜地の危険性、斜面の勾配が30度であること。自治体によって異なる場合がございますが、斜面の高さが5メートル以上、また過去に崩壊の履歴があるとか、崩壊の危険性が高いと判断される地域であること。そして、保全対象の存在、これは斜面の崩壊によって人家や公共施設に被害が及ぶ可能性があること。一定数以上の住宅、例えば5戸以上が影響を受けるといった可能性があること。また、移転適地の有無があります。これは、住民の移転が困難であり、現地での対策が必要であるといった場合が該当します。

そして、需用費の基準といたしましては、事業費が一定以上、100万円以上あること、また国や自治体の補助対象となる条件を満たしていること、そして住民の要望と合意、地域住民やその土地所有者からの要望があり、事業実施に向けた合意が得られることなどが採択要件となっております。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 出流町地内で実施する急傾斜地崩壊対策事業の保全対象を含めた概要についてご説明ください。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 出流町地内の本地域は、栃木市の北部に位置しまして、崖高が平均138メートル、斜面の平均角度が35度の急傾斜がある地域となっております。保全対象は、人家が12戸、うち特別警戒区域内が3戸、市道が260メートル、そして出流町公民館。

工事の実施内容でございますが、待ち受け式擁壁工が320メートル、全体事業費といたしましては3億5,000万円、これは2025年から2029年度までとなっております。

また、2025年度実施につきましては、2,000万円を予定しておりまして、そのうち国費が950万円、事業内容としましては、測量や詳細設計となっております。斜面が崩壊した場合、人家及び市道に著しい被害を及ぼすおそれがあることから、早急な対策が必要であるということで、今回採択したということになってございます。

以上でございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） 待ち受け式擁壁工ということなのですが、基礎のほうは安定していて、場所打ちぐいなどは必要ないのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 現場条件に応じまして、いろんな工法が考えられるかと思うのですが、そちらにつきましては、今年度実施する詳細設計につきまして確定してくるのではないかと考えられます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 今、室長のお話を聞きまして、この該当するところが非常に危険だというふうなことが分かりましたけれども、これに類するようなところというのが栃木市内に何か所ぐらいあるのか、分かっている範囲で結構ですけれども、お願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 急傾斜地というか、崩壊を対策すべき場所というのは、数字的には今持っていないのですが、かなりあると理解しております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、採択要件に見合うような条件、例えば家が5軒以上とか、避難地とか、あとは住民からの要望とか、そういったものがあるものでございまして、そういったものを鑑みますと、かなりの数、正確な数字は申し上げられないのですが、かなりあると理解しております。

○委員長（大浦兼政君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 該当するところが、要するにこれに当たるようなところはやっぱり住民からの要望とか、そういうのも関係してくるというふうなことを今お聞きしました。かなりあるというふうなことです。そういうふうなところが崩落とか、そういったことにならないように、行政のほうからその地域のほうに周知とか、そういうのも徹底していただければなと思いますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 今ちょっと栃木市のホームページから見ていたのですが、栃木市の国土強靱化計画の中にも盛り込まれていて、もともとは国、県と来ているということだと思うのですが、ほかの委員もおっしゃったように、災害が近年ちょっと以前とは特色が変わってきたような形で、集中豪雨的な雨水被害による崖地の崩壊とか土砂の流出というのが増えていると思うのですが、その辺、参考までに、もちろんそういう対策は栃木市のみに限らず全国的な部分で広がっていくのではないかなというふうに思っています。もちろん地盤の崩壊というのは、もちろん雨水にもよりますし、地震なんかも関係するわけですし、そういったところは、もし分かる範囲で、橋本部長にお聞きしたいのですが、国の方針というか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 橋本都市建設部長。

○都市建設部長（橋本真一君） ちょっとすみません。質問の意図がちょっと読み切れないところがあって、もしかしたらちょっと違う答弁になってしまうかもしれませんが、山が崩壊するとか、そういった今回の急傾斜地みたいな事業は全国で取り組んでいるということで、基本的には県が主体となって事業を行うものでございまして、それ以外といいますと、基本的には地盤を、崩壊を止める事業というのは、ちょっと私の知る範囲ではないかなと思っていまして、基本的には急傾斜地崩壊対策事業で、基本的には崖の崩壊とか、そういったものは食い止めていくということになろうかと思います。

また、雨水の対策は、市内の治水対策、こういったもので基本的には洪水を食い止めていくとかといった事業は取り組んでいくのですが、ちょっとすみません、私の知る範囲では崖の崩壊を食い止める事業は急傾斜地崩壊対策事業しかないのかなというところがございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ご苦労さまです。7ページの繰越明許についてお伺いをいたします。

21億3,500万円余りなのですが、出水期にできないから繰り越すのですよという説明だったので、この21億円余り、幾つの工事になっているか、まずはお願いします。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 今回繰越しとなるものは、工事請負費11件ございまして、内訳といたしましては、菌部町4丁目地内外調節池整備工事が6件、箱森町地内旧赤津川調節池等整備工事が1件、箱森町地内清水川調節池整備工事が2件、箱森町地内舘野川調節池整備工事が1件、樋ノ口町地内綾川河川整備工事が1件となっております。

○委員長（大浦兼政君） よろしいですか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 主に調節池の工事が多く見られるという感じなのですが、実際工事が出水期にかかってしまうのでできないから繰越しますよということなのですが、であれば発注期に問題があるとか、そういうことではないのでしょうか。要は繰越さなくてはならない。要は水がない時期に本来やるべき工事であるわけですね。それが遅れてしまうから繰越しますよということは、その工事の計画自体に問題があるとか、日程的な問題があるとかということではないのでしょうか、その辺答弁をお願いします。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 先ほども申し上げましたとおり、河川工事は出水期でなく、それ以外の時期でやるものがありまして、また池となりますと用地の買収、計画、そして工事ということになりまして、またその工事におきますと結構金額が、工事請負額が高くなってきますと、やっぱり議会に諮って了解をもらったりする案件も出てきますし、本来であればそれを単年度ごとに、最初に土地を買収して、次の年に測量して、次の年に工事というのが一般的な流れかと思うのですが、今早急に治水対策はやっていかななくてはならないということで私たちは進めておりますことから、どうしましてもなるべく早め早めということでやらせていただきたいという思いから、今回繰越し工事というのも発生するといった次第でございます。

○委員長（大浦兼政君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そういう事情で短期間で工事をしなくてはならないと。雨水対策ということで中身は理解しましたがけれども、今後そういった事業が予定されるときには、あまり明許繰越しにならないような形で実施していただければと思います。これは要望です。

○委員長（大浦兼政君） かしこまりました。要望として。

ほかに質疑はありませんか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） ただいまのとちょっと関連するのですが、昨日、今日、ご案内のとおりかなりの高温が続いておりますが、夏季の時期、工期の確保という、見ているらしいのですけれども、工期の加算がされているということなのですが、どのような仕組みになっているのか教えていただけますか。

○委員長（大浦兼政君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 一般的にですけれども、その工事の工期を決定する際においてですけれども、お盆とか年末年始なんかにかかりますと、その標準工期というものに対して、たしかお盆は3日、年末年始は6日を加えることになってございます。

また、加えまして、今年から近年こういった暑い猛暑日とかというものがございまして、そういったものに対して何らか対策をしてあげようということになりました。これは、暑い環境で作業をする方にとりまして、工事受注者の熱中症対策の取組を促進するという意味で、猛暑日休暇として見込んだ期間、これは約13日なのですが、これを先ほど言いました工期に加えて猛暑日の対応にするということで工期として設定する。今年からそういったことを実施してございます。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大浦兼政君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前10時37分）